

6月は「宅地防災月間」です

危険な石積みなどは
早めに対策を

平成30年7月豪雨では、記録的な大雨の影響で市内の多くの擁壁などが壊れました。その大半が、古い石積みや建築用空洞ブロックで作られたものでした。

石積みの中には、劣化の進行や排水機能の低下に加えて、ひずみが蓄積して壊れる寸前のももありません。梅雨前に自宅の擁壁などを確認し、補修などを行って災害を未然に防ぎましょう。

擁壁の安全を確認しましょう

- 空積みや空洞ブロックなど不安定な構造をしていないか
- ひび割れや膨らみなどがないか
- 水抜きパイプが詰まるなど排水機能が低下していないか
- 周辺の地盤にひび割れや陥没が起きていないか
- 敷地に降った雨水が擁壁側に流れ地盤に染み込んでいないか

アンダーパスの冠水にご注意ください！

アンダーパスとは

交差する鉄道や道路の下を通るため、周辺より低くなっている道路のことです。

ドライバーの皆さんへお願い

● アンダーパスの手前には水位の上昇を知らせる「冠水警報装置」を、また、内部には「路面標示」「水深標示」を設置しています。日頃から、アンダーパスや標示物の位置を確認してください。

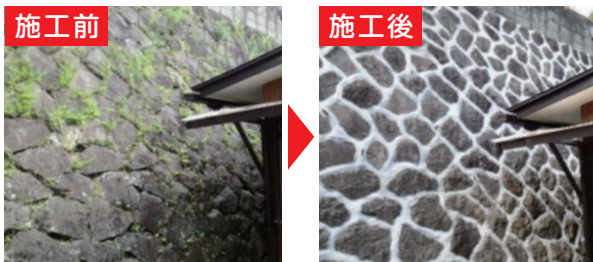
● 大雨の時は、アンダーパスに入らず、迂回するなど危険回避を行ってください。

融資を活用した減災工事を
考えてみませんか

補修などに当たっては、宅地の災害リスク軽減に一定の効果がある減災工事などへの低利の融資制度もあります。詳細は [図](#) を。

壊れる前の対策が重要！

減災工事の一例



都市戦略局開発指導課 ☎582・2644

豪雨や台風による災害に備えましょう

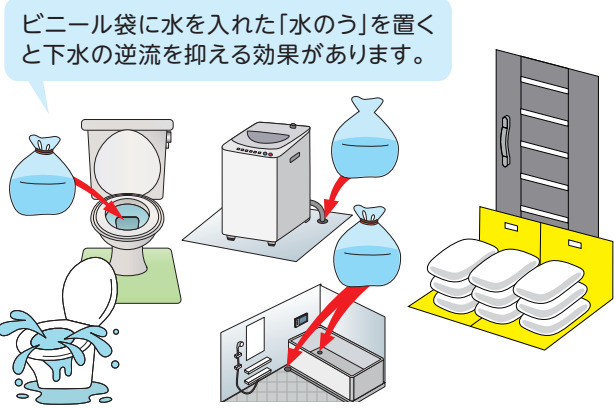
近年、「ゲリラ豪雨」や「線状降水帯」などによる非常に激しい雨が頻発しており、市内でも浸水被害のリスクが高まっています。特に、玄関や勝手口が道路より低い建物では、雨水の流入による浸水被害や下水の逆流など、家庭での被害が発生しています。

こうした被害は、雨水管などの施設整備だけでは防ぎきれない場合もあるため、日頃からの備えが重要です。まずは、自宅の立地や建物の構造を確認し、大雨から大切な住まいを守る対策を進めましょう。

家庭でできる大雨対策

建物内の浸水防止

水が流れ込みやすい入り口には「土のう」や「止水板」などを設置することで浸水を防ぐことができます。



ビニール袋に水を入れた「水のう」を置くと下水の逆流を抑える効果があります。

危険箇所の把握

冠水が発生した場合、足元が見えにくくなるため、側溝や「雨

水ます」などのふたがずれていると、転倒につながる恐れがあります。日頃から、周囲の危険箇所を確認しておきましょう。

「排水路」や「雨水ます」の清掃

落ち葉やごみで「雨水ます」がふさがれていると、敷地や道路が冠水する恐れがあります。「雨水ます」の清掃にご協力ください。



内水浸水想定区域図の確認

豪雨への備えに役立ててもらうため、内水氾濫のおそれがある範囲と深さをまとめた「内水浸水想定区域図」を地域情報ポータルサイト「G-motety」や上下水道局ホームページで公表しています。

大雨に備えて事前に準備をしましょう



▲YouTube「大雨へのそなえ」



▲内水浸水想定区域図



▲浸水対策の紹介

上下水道局下水道計画課 ☎582・2480

飼い主とペットの災害対策

市では、災害時にペットと一緒に避難できる避難所を開設しています。避難所では、人とペットは別々の場所で過ごすため、日頃からしつけや健康管理を行い、ペットフードやケージなどの避難用品を備えておくことが重要です。

また、大規模災害などで避難が長期化するときは、避難所内で飼い主とペットが一緒に過ごせる「ペット同伴者専用避難所」も開設します。これらの避難所以外にも、避難先やペットの預かり先を複数探しておきましょう。

日頃の備えには、市が発行している「飼い主と避難所運営者のための手引き」をご覧ください。手引きは各区役所総務企画課などで配布しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。



▲手引きはコチラ

避難所について…各区役所総務企画課
ペットの備えについて…動物愛護センター ☎581・1800
ペット同伴者専用避難所について…保健福祉局保健衛生課 ☎582・2435

事業者のごみ減量等の支援を開始します

焼却工場におけるごみの自己搬入手数料を段階的に改定します。

- 8月31日まで 100円/10kg
- 9月1日から 150円/10kg
- 来年9月1日から 230円/10kg

市では、事業系ごみの減量を進めるため、職場や店舗のごみ減量に取り組む事業者を支援します。

事業系ごみ減量チャレンジ補助金

対象

中小企業・個人事業主など

補助

事業系ごみ分別・保管のための

申請期間

6月1日～来年1月末(予定)まで(予算額に達し次第終了)

古紙の持ち込み場所の拡大

事業者も利用できる地域の古紙回収場所の拡大を進めています。詳細は [図](#) を。市のホームページでもご覧いただけます。



▲詳細はコチラ

環境局循環社会推進課 ☎582・2187

